

一般競争入札への名称統一

競争入札（契約方法）の名称を「郵便応募型一般競争入札」に

建設工事の発注方法については、すべての案件において郵便入札制度により手続きは統一化されていましたが、工事価格及び対象業者により契約方法を区分していることから、発注方法については非常に分かりにくいものとなっていました。

また、現在の郵便入札制度では、指名するという行為はなくなったにもかかわらず、名称の中に「指名」の文字が残っており、地方自治法に規定されている契約方法の中では、本市の契約方法は一般競争入札に分類されるものなので、他都市でも採用されていますように一般競争入札として取り扱うものです。

実施方法については、財務部契約課から発注する「郵便応募型指名競争入札」・「公募型指名競争入札」・「一般競争入札」を、平成 16 年 4 月 1 日以降に公告する案件より、すべて「郵便応募型一般競争入札」として名称を統一することとします。

（参考）新旧対照表

旧入札方式	設計金額	新入札方式
郵便応募型指名競争入札	130 万円超 1.5 億円未満	郵便応募型一般競争入札
公募型指名競争入札（市内・準市内対象）	1.5 億円以上	
一般競争入札（市外業者）	1.5 億円以上	

契約課発注の業務委託（100 万円超の工事関連業務委託）についても、名称を「郵便応募型一般競争入札」に改めます。

併せて、本年 3 月、物品購入についても「公募型（物品）競争入札制度」を既に創設したところです。